

伊賀市子ども・子育て会議条例（平成19年12月26日条例第60号）

最終改正:令和5年7月4日条例第32号

改正内容:令和5年7月4日条例第32号 [令和5年7月4日]

○伊賀市子ども・子育て会議条例

平成19年12月26日条例第60号

改正

平成21年3月6日条例第4号
平成23年3月30日条例第2号
平成25年6月28日条例第29号
平成28年3月28日条例第15号
平成30年9月28日条例第36号
令和5年7月4日条例第32号

伊賀市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定により、市長の附属機関として伊賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）住民自治協議会を代表する者
- （2）関係団体を代表する者
- （3）市民から公募した者
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 子ども・子育て会議に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮り別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第36号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和5年7月4日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。
